

第 15 号議案

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（昭和
62年亀岡市条例第22号）の一部を改正する条例を次のように制
定するものとする。

令和元年12月2日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（昭和
62年亀岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号ただし書を次のように改める。

ただし、馬堀駅前地区地区整備計画区域のうち近隣センター地
区における建築物の1階部分及び篠町篠牙ケ尾地区地区整備計画
区域については、この限りでない。

第6条第2項第3号ただし書中「近隣センター地区」の次に「及
び篠町篠牙ケ尾地区地区整備計画区域」を加える。

別表第1に次のように加える。

篠町篠牙ケ尾地区 地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示され た南丹都市計画篠町篠牙ケ尾地区地区計画の区域の うち、地区整備計画が定められた区域
----------------------	--

別表第2 亀岡駅北地区地区整備計画区域の部商業ゾーン①の項アの欄、同部商業ゾーン②の項アの欄及び同部商業ゾーン③の項アの欄中「(ち)項」を「(り)項」に改め、同表に次のように加える。

篠町篠牙ケ尾地区地区整備計画区域	工業施設ゾーン	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(2) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場又は令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>(4) 令第130条の7に規定する規模の畜舎（犬、猫、小鳥等の小動物を飼育・展示・販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院・診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。）</p> <p>(5) 住宅</p> <p>(6) 共同住宅、寄宿舎又は下宿（本ゾーン内に立地する事業所が、当該事業所の従業者のために設置するもの又は研修等のために設置する宿泊施設を除く。）</p> <p>(7) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの（本ゾーン内に立地する事業所が当該事業所の従業者の福利厚生のために設置する保育施設を除く。）</p> <p>(8) 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>(9) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。）</p> <p>(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物</p> <p>(11) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。）</p>	1,500 平方メートル	敷地境界線のうち、道路境界線（道路の隅切部分を除く。）からの距離については、1メートルとする。
------------------	---------	--	--------------	---

		(12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物及び工作物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）		
	生活利便施設・関連施設ゾーン	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(2) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(3) ホテル又は旅館</p> <p>(4) ボーリング場、スケート場、水泳場又は令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>(5) 令第130条の7に規定する規模の畜舎（犬、猫、小鳥等の小動物を飼育・展示・販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院・診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。）</p> <p>(6) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。）</p> <p>(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物</p> <p>(8) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。）</p> <p>(9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物及び工作物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）</p>	150平方メートル	敷地境界線のうち、道路境界線（道路の隅切部分を除く。）からの距離については、1メートルとする。 ただし、市道中矢田篠線の道路境界線からの距離については、3メートルとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 建築基準法の規定に基づき、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、篠町篠牙ケ尾地区地区整備計画区域内における建築物の制限に関し、必要な事項を定めること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。